

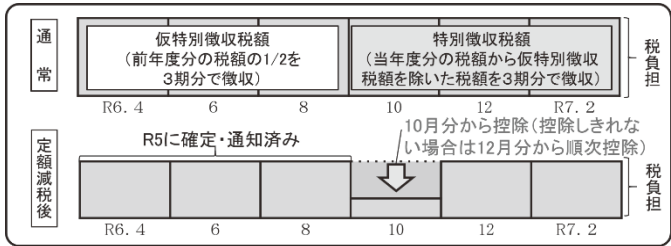
令和 6 年度（2024 年度）市民税・府民税 森林環境税 の納税通知書について

令和6年度市民税・府民税（森林環境税を含む。）納税通知書をお送りします。
本書には制度や計算方法などを記載していますので、併せてご確認ください。

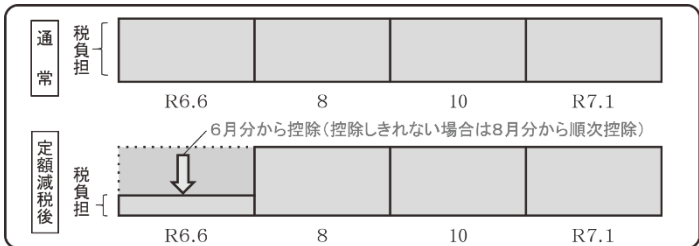
今年度の主な変更点

- 上場株式等の配当等や株式等譲渡所得に係る課税方式の一致
所得税等 15.315%、個人住民税5%が源泉徴収されている上場株式配当等・株式等譲渡所得について、所得税と住民税で異なる課税方式の選択が不可に
- 国外居住親族にかかる扶養控除の見直し
国外に居住する 30 歳以上 70 歳未満の扶養親族について、控除対象及び非課税限度額算定対象となる人を、留学生や障がい者、送金関係書類において 38 万円以上の送金が確認できる人のみに制限
- 森林環境税（国税）の創設
国内に住所を有する個人に対して、市・府民税均等割と併せて 1 人当たり年額 1,000 円が課税
 - ・防災施策財源として平成 26 年度から課税されている均等割増額分（市・府民税合計 1,000 円）は令和5年度で終了
 - ・非課税基準は本市における均等割の非課税基準と同じ
- 定額減税（令和 6 年度限り）
経済対策のため、税額控除後の市・府民税所得割から以下の額を差引き
 - 1 万円×（本人＋扶養人数） ※所得割額を上回る場合は所得割額が限度
 - ・所得割が非課税の場合や合計所得金額が 1,805 万円超の場合は対象外
 - ・国外居住者は扶養人数から除外
 - ・同一生計配偶者（合計所得金額 1,000 万円超のため配偶者控除適用不可となる納税義務者の配偶者）分は令和 6 年度では控除せず、令和 7 年度の市・府民税において当該配偶者がいる場合に控除

年金からの特別徴収の場合



普通徴収の場合



◎税額の計算

年税額

=

均等割額
4,300 円

+

森林環境税額
1,000 円

+

所得割額※1
(所得金額－所得控除額) ※2 ×税率

－

調整控除額

－

税額控除額※3

※1 百円未満切捨 ※2 千円未満切捨

※3 税額控除には、配当控除、住宅ローン控除、寄附金税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除などがあります。

◎市・府民税が課税される人

- ・令和6年1月1日現在、池田市内に住所がある人
- ・令和6年1月1日現在、池田市内に事務所・事業所・家屋敷がある人（均等割のみ課税）

※令和6年1月1日時点でご存命の人には、令和6年度の市・府民税が課税されます。1月2日以降にお亡くなりになった場合、相続人が納税義務を承継するため、その人に納付していただくことになります。なお、相続放棄された場合は課税課までお問い合わせください。

◎市・府民税が課税されない人

- 所得割も均等割・森林環境税も課税されない人
 - ①令和6年1月1日時点で、生活保護法による生活扶助を受けている人
 - ②障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当する人で、前年の合計所得金額が 135 万円以下の人
 - ③前年の合計所得金額が以下の計算で求めた額以下の人
35 万円×（本人＋扶養人数）＋10 万円＋21 万円 ※ただし、扶養がない場合は 21 万円を加算しない

- 所得割が課税されない人
前年の総所得金額等が以下の計算で求めた額以下の人
35 万円×（本人＋扶養人数）＋10 万円＋32 万円 ※ただし、扶養がない場合は 32 万円を加算しない

◎公的年金からの特別徴収（引き落とし）制度について

対象となる人

- 地方税法第 321 条の 7 の 2 の規定により、(1)～(3)の条件全てに該当する人は公的年金からの特別徴収が義務付けられています。
 - (1)令和6年4月1日現在 65 歳以上で、老齢基礎年金を受給している人
 - (2)老齢基礎年金等が年間 18 万円以上で、所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を差し引いた額が、市・府民税の額より大きい人
 - (3)介護保険料の特別徴収対象である人（なお、本市で介護保険料が賦課されている人に限る）

特別徴収の方法

- 今年度から特別徴収が開始される人（前年度特別徴収が停止になった人を含む）
第 1 期（6 月）と第 2 期（8 月）は、普通徴収（納付書等で納付）で納めていただきます。

【例】公的年金等に係る年税額が 60,000 円の場合

徴収方法	普通徴収（納付書等で納付）		特別徴収（公的年金から引き落とし）		
納付時期	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	年税額の半分30,000円を 2回に分けて納付書等で納付		年税額の半分30,000円を 3回に分けて年金から引き落とし		

- 前年度から特別徴収（引き落とし）が継続される人

【例】前年度の年税額（年金所得分）が 60,000 円であったが、今年度 90,000 円になった場合

徴収方法	仮徴収（公的年金から引き落とし）			本徴収（公的年金から引き落とし）		
納付時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円	20,000円
	前年度の年税額の2分の1に相当する 30,000円を3回に分けて引き落とし			年税額から仮徴収額30,000円を差し引いた 60,000円を3回に分けて引き落とし		

◎所得の種類

総合課税	①給与所得		会社員等の給与など	⑤不動産所得	地代・家賃・権利金など
	②営業等所得		営業等・農業をしている場合に	⑥利子所得	預貯金や公社債などの利子
	③農業所得		生じる所得	⑦配当所得	株式の配当など
	④雑所得	公的年金等	公的年金など	⑧総合譲渡所得	土地・家屋・株式以外の資産を 売った場合に生じる所得
		業務	原稿料・講演料など		
分離課税		その他	生命保険の年金など	⑨一時所得	生命保険の満期返戻金など
	⑩分離短期・長期 譲渡所得		土地・家屋などの資産を売った 場合に生じる所得	⑫上場株式等の配当所得等	上場株式等の配当など
				⑬先物取引所得	商品先物・有価証券先物取引など
	⑪株式等の譲渡所得		株式等を売った場合に生じる所得	⑭山林所得	山林の伐採・譲渡による所得

給与所得計算表

給与と収入		給与と所得	
0 円 ～ 550,999 円		0 円	
551,000 円 ～ 1,618,999 円		給与と収入－550,000 円	
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円		1,069,000 円	
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円		1,070,000 円	
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円		1,072,000 円	
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円		1,074,000 円	
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円		給与と収入÷4 (千円未満切捨)	×2.4＋100,000 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円			×2.8－ 80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円			×3.2－440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円		給与と収入×90%－1,100,000 円	
8,500,000 円 ～		給与と収入－1,950,000 円	

公的年金等所得計算表

受給者の生年月日	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額(A)
65 歳未満 〔 S34.1.2 以降生まれ 〕	130 万円未満	収入 － 600,000 円
	130 万円以上 410 万円未満	収入×75% － 275,000 円
	410 万円以上 770 万円未満	収入×85% － 685,000 円
	770 万円以上 1,000 万円未満	収入×95% － 1,455,000 円
65 歳以上 〔 S34.1.1 以前生まれ 〕	1,000 万円以上	収入 － 1,955,000 円
	330 万円未満	収入 － 1,100,000 円
	330 万円以上 410 万円未満	収入×75% － 275,000 円
	410 万円以上 770 万円未満	収入×85% － 685,000 円
770 万円以上 1,000 万円未満	1,000 万円以上	収入×95% － 1,455,000 円
		収入 － 1,955,000 円

※公的年金等以外の合計所得金額が 1,000 万円超の場合は(A)－10 万円、
2,000 万円超の場合は(A)－20 万円を公的年金等に係る雑所得金額とする

◎所得金額調整控除

- (1)給与等の収入が 850 万円を超え、以下ア～ウのいずれかに該当する場合、以下の額を給与所得から控除します（最大控除額 15 万円）。
 - ア．特別障害者 イ．23 歳未満の扶養親族を有する ウ．特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する所得金額調整控除額＝ {給与等の収入額（1,000 万円超の場合は 1,000 万円）－850 万円} ×10%
- (2)給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が 10 万円超の場合、以下の額を給与所得から控除します（最大控除額 10 万円）。 ※(1)の適用がある場合、適用後の給与所得の金額から控除
所得金額調整控除額＝ {給与所得控除後の給与等の金額（10 万円超の場合は 10 万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10 万円超の場合は 10 万円）} －10 万円

◎所得控除額

社会保険料			支払保険料の全額		地震保険料	支払金額		控除額		
小規模企業共済等掛金			支払掛金の全額			(A) 地震保険料	50,000 円以下		支払金額×1/2	
							50,000 円超		25,000 円	
生命保険料	旧契約 平成 23 年 12 月 31 日以前の契約	一般・個人年金それぞれで計算				(B) 旧長期損害保険料	5,000 円以下		支払額の全額	
		年間の支払保険料等		控除額			5,000 円超 15,000 円以下		支払金額×1/2+2,500 円	
		15,000 円以下		支払額の全額			15,000 円超		10,000 円	
		15,000 円超 40,000 円以下		支払金額×1/2+ 7,500 円			※(A) (B)の両方がある場合、合計した上限額は 25,000 円 ※同一契約に(A) (B)の両方がある場合、いずれかのみ該当するものとして計算			
		40,000 円超 70,000 円以下		支払金額×1/4+17,500 円						
		70,000 円超		35,000 円						
	新契約 平成 24 年 1 月 1 日以降の契約	一般・個人年金・介護医療それぞれで計算				寡婦		260,000 円		
		年間の支払保険料等		控除額		ひとり親		300,000 円		
		12,000 円以下		支払額の全額		勤労学生		260,000 円		
		12,000 円超 32,000 円以下		支払金額×1/2+ 6,000 円		障害者	260,000 円		特別障害者 300,000 円	
		32,000 円超 56,000 円以下		支払金額×1/4+14,000 円			同居特別障害者 530,000 円			
		56,000 円超		28,000 円						
◎ 一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料について、それぞれ上記により計算した控除額の合計額（上限額 70,000 円） ◎ 一般生命保険料又は個人年金保険料について、新契約と旧契約の両方において控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上記により計算した控除額の合計額（上限額 28,000 円） ※ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用					扶養	一般		330,000 円		
						特定扶養		450,000 円		
						老人扶養		380,000 円		
					医療費	同居老親等		450,000 円		
						差引負担額 - 以下の(A)と(B)のいずれか小さい額（上限 200 万円） (A) 総所得金額等の合計額×5% (B) 10 万円				
						セルフメディケーション税制による医療費控除				
合計所得金額					特定一般用医薬品等購入費 - 12,000 円（上限 88,000 円）					
基礎	2,400 万円以下		430,000 円		雑損	以下の(A)と(B)のいずれか大きい額				
	2,400 万円超 2,450 万円以下		290,000 円			(A) 差引損失額 - （総所得金額等の合計額×10%）				
	2,450 万円超 2,500 万円以下		150,000 円			(B) 差引損失額のうち災害関連支出金額 - 50,000 円				

配偶者控除・配偶者特別控除			本人の合計所得金額			
			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円超
配偶者 控除	一般配偶者		33 万円	22 万円	11 万円	適用不可 ※
	老人配偶者		38 万円	26 万円	13 万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	適用不可
		100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円		
		105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	
		110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	
		115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	
		120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	
		125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	
		130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	
		133 万円超		適用不可		

※配偶者控除は適用されないが「同一生計配偶者」として扶養の人数に含む

◎調整控除額

所得税と市・府民税の人的控除額の差による負担増を調整するため、市・府民税所得割額から以下の額を控除します。

- (1)課税される所得金額が 200 万円以下の場合

→

・人的控除差の合計額

・課税所得金額

}

いずれか小さい金額×5%（市3%・府2%）
- (2)課税される所得金額が 200 万円超の場合

→

{人的控除差の合計額 ―（課税所得金額－200 万円）} ×5%（市 3%・府 2%）

ただし、この額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円とします

※合計所得金額が 2,500 万円超の場合は調整控除の適用はありません。

※分離課税の所得割額には調整控除の適用はありません。

＜人的控除差の一覧＞

種類		差	種類		差
障害者控除	その他	1 万円	扶養控除	勤労学生控除	1 万円
	特 別	10 万円		一 般	5 万円
	同居特別	22 万円		特 定	18 万円
寡婦控除		1 万円		老 人	10 万円
ひとり親控除	父	1 万円	基礎控除	同居老親等	13 万円
	母	5 万円			5 万円

種 類		本人の合計所得金額		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配 偶 者 控 除	一 般	5 万円	4 万円	2 万円
	老 人	10 万円	6 万円	3 万円
配 偶 者 特 別 控 除	48 万円超 50 万円以下	5 万円	4 万円	2 万円
	50 万円超 55 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

◎所得割税率

区 分		市民税	府民税	区 分		市民税	府民税
総所得（総合課税分）・山林所得		6.0%	4.0%	一般分（一般の譲渡）		3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得	一般分（一般の譲渡）	5.4%	3.6%	課税長期譲渡所得	特定分（優良住宅地の譲渡）	2,000 万円以下	2.4%
	軽減分（国等に対する譲渡）	3.0%	2.0%			2,000 万円を超える部分	3.0%
株式等の譲渡所得	一般分	3.0%	2.0%		軽減分（居住用財産の譲渡）	6,000 万円以下	2.4%
	上場分	3.0%	2.0%			6,000 万円を超える部分	3.0%
上場株式等の配当所得等		3.0%	2.0%	先物取引所得		3.0%	2.0%

◎配当控除額

各種配当所得から一定の割合を乗じた金額を所得割から控除します。ただし、上場株式等の配当所得等で申告分離課税又は申告不要制度を選択した場合は配当控除の適用はありません。

課税所得金額	1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎寄附金税額控除額

前年中に以下①～③の寄附金を支出し、合計額（寄附金合計額が総所得金額等の合計額の 30%超の場合は当該 30%に相当する額）が 2,000 円超の場合には、その超える額を一定上限額まで所得割額から控除します。

- ①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（ふるさと納税）
- ②住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ③所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として大阪府又は本市の条例で定めるもの

(a) 基本控除	（寄附金合計額－2,000 円）×10%（市 6%・府 4%） ※総所得金額等の 30%が上限
(b) 特例控除	（寄附金－2,000 円）×（90%－（右欄の割合）×1.021） ※市・府民税所得割の 20%が上限

※上記の(a)が税額控除額となります。ただし、①のうち総務大臣が指定する自治体への寄附分は、(a)と(b)の合計額が税額控除額となります。

◎配当割額・株式等譲渡所得割額控除額

配当割額、株式等譲渡所得割額を源泉徴収されている旨の申告がある場合は、その配当割額等を税額控除後の市・府民税から控除します。ただし、上場株式等の配当及び上場株式等譲渡所得を申告した場合は、扶養控除等を判定する所得に含まれることになります。

◎eL-QR について

本市の納付書には^{エルキューアール}eL-QR（地方税統一 QR コード）が印字されています。

地方税お支払サイトから納付書のeL-QRを読み取るか、^{エル}eL 番号を入力することで、クレジットカードやインターネットバンキングなどによる納付が可能です。スマホ決済アプリ納付は対応のスマホ決済アプリから eL-QR を読み取ってください。詳細は地方税お支払サイトでご確認ください。

※クレジットカード納付には所定のシステム利用料が加算されます。

※これまで通り、金融機関窓口、コンビニ、口座振替での納付も可能です。



地 方 税
お支払サイト

◎住宅借入金等特別税額控除額（住宅ローン控除額）

前年分の所得税において平成 21 年から令和 7 年 12 月 31 日までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、以下の①と②のいずれか小さい額を所得割額から控除します。

- ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
- ②所得税の課税総所得金額等の 5% (上限額 97,500 円)
※居住開始年月日が平成 26 年 4 月～令和 4 年 12 月で消費税率 8%又は 10%で住宅を購入した場合（★）、所得税の課税総所得金額等の 7%（上限額 136,500 円）

★居住開始年月日が令和 4 年中の場合は、一定の期間（注文住宅は令和 2 年 10 月～令和 3 年 9 月、その他の住宅は令和 2 年 12 月～令和 3 年 11 月）に契約している場合に限ります。

課税総所得金額－人的控除差調整額	割合
195 万円以下	5%
195 万円超 330 万円以下	10%
330 万円超 695 万円以下	20%
695 万円超 900 万円以下	23%
900 万円超 1,800 万円以下	33%
1,800 万円超 4,000 万円以下	40%
4,000 万円超	45%

お問い合わせ先

総務部課税課 市民税担当
072-752-1111（代表）
内線：274・275・276

◎定額減税の対象の方へ

令和 6 年 6 月 6 日付の納税通知書を受け取った定額減税の対象者のうち、第 1 期の税額が 0 円の場合は、納付書または口座振替に関して変更があります。

◎納付書で納付の場合
全期納付書が同封されません。期別納付書で納付してください。

◎口座振替（全期前納）の登録をされている場合
全期前納で口座振替の登録をされている場合でも、第 1 期の税額が 0 円の場合は全期前納での口座振替ができません。第 2 期以降に期別での口座振替となります。

納税に関するお問い合わせ先
総務部納税課 072-754-6225（直通）